

Title	IT・電子商取引をめぐる政策の国際比較：米国・EU・日本
Author(s)	谷口, 洋志
Citation	年次学術大会講演要旨集, 15: 150-155
Issue Date	2000-10-21
Type	Presentation
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5801
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	シンポジウム

IT・電子商取引をめぐる政策の国際比較

—米国・EU・日本—

谷口 洋志 (中央大学経済学部教授)

目 次

- 1 イントロダクション — 報告のポイント / 2 電子商取引・IT とは何か
3 米国・EU・日本の政策 / 4 政策比較 / 5 今後の方向性

1 イントロダクション — 報告のポイント

- 電子商取引や IT の定義には曖昧さがある。この定義を曖昧にしておくと、政策目標が曖昧となり、不適切な政策手段が選択される可能性がある。
- 電子商取引や IT 産業をめぐる米国・EU・日本の政策は、政策理念、政策形成や政策内容において重要な違いが見られる。
- 電子商取引や IT 産業をめぐる政策の国際比較から、日本の政策推進については幾つかの重大な懸念がある。

2 電子商取引・IT とは何か

2-1 電子商取引とは何か

- 電子商取引は、ネットワーク(通信インフラ)上で行われる経済活動である。
- 電子商取引には広狭様々な定義がある。電子商取引は、中核(コア)と周辺・関連に分けられる。狭義には中核だけを含み、広義には中核と周辺・関連すべてが含まれる。

(1) 経済主体

電子商取引に参加する経済主体には、企業、消費者、政府、国際機関や非営利組織などがある。この観点から、B2B (B to B)、B2C (B to C) などの市場に分類される。

(2) ネットワーク

電子商取引に用いられるネットワークには、オープン・ネットワーク(インターネット)と専用ネットワーク(伝統的 EDI、パソコン通信、ビデオテックスなど)がある。

TCP/IP やウェブなどのインターネット技術の利用という観点から、インターネット、イントラネットやエクストラネットに分類されることもある。

(3) 商取引の内容

狭義には、インターネット上の B2B や B2C を指す。これらの延長線上に、B2G や G2C、専用ネットワーク上の商取引、イントラネットやエクストラネット上の商取引が存在する。

これらの中核部分の周辺に、電子商取引に関連する多様なビジネスが存在する。例えば、電子商取引インフラ、インターネット接続サービス、EFT・カード取引など。

2-2 ITとは何か

- IT産業には広狭の定義がある。狭義には、コンピュータのハード・ソフト・サービスを指す。広義には、これらに加え、通信の機器・サービスが含まれる。
- 日本では、IT=電話+放送+インターネットのインフラ、と解釈されている。

(1) 米国商務省 ⇒ IT=通信+コンピュータ

IT-Producing 産業	通信機器、通信サービス、ハードウェア、ソフトウェア・サービス
IT-Using 産業	IT投資額の大きい業種
Non-IT intensive 産業	その他の業種

(資料) U.S.Department of Commerce, *The Emerging Digital Economy II*, June 1999.

(2) OECD ⇒ ICT=IT+通信

ICT 産業	事務・コンピュータ機器、無線・放送・通信機器、通信サービス
ICT 財	コンピュータ機器、通信機器、電子部品、ソフトウェア財
サービス	通信サービス、コンピュータ・情報サービス
IT 産業	ハードウェア、ソフトウェア、サービス

(資料) OECD, *OECD Information Technology Outlook 2000 :Measuring the ICT Sector, 2000*.

(3) 日本・IT戦略会議 ⇒ IT=情報通信技術(電話+放送+インターネットのインフラ)

「電話、放送、インターネットの3つの通信インフラのうち、前二者については国際的水準を凌駕するレベルの整備がなされているのに対して、インターネットについては、国際的に見て大きく見劣りするのが現状である。・・・我が国は、5年以内にアメリカを越える超高速インターネット大国となり、ニュー・ビジネスの創出と既存産業の活性化を通じて、新高度経済成長の実現を目指すべき」。(IT戦略会議議長 出井伸之氏)

(資料) 出井伸之「IT国家戦略の基本的考え方」IT戦略会議・IT戦略本部合同会議(第2回)2000年8月30日 (<http://www.kantei.go.jp/it/goudoukaigi/dai2/2siryou2.html>)。

2-3 電子商取引とITの関係

- 電子商取引の中核(コア)は、ITを利用して行われる非金融経済活動である。
- 電子商取引の周辺・関連部分は、IT産業の経済活動や、ITを利用して行われる金融経済活動から構成される。
- 電子商取引やIT産業の経済的・社会的インパクトを考えると、電子商取引やITの明確な定義に基づく「産業や経済活動の再分類・再構成」が必要とされる。
- 電子商取引やITの定義を曖昧にしておくと、政策目標が曖昧となり、不適切な政策手段が選択される可能性がある。

3 米国・EU・日本の政策－特に電子商取引政策を中心に

3-1 米国

(1) 大まかな流れ

- 米国では、国防総省の ARPANET (1969 年) や全米科学財団の NSFNET (1986 年) を通じて、インターネットの基礎が構築された。
- 1990 年代前半、米国政府は、インターネットの商用利用を解禁するとともに、インターネットの民営化を推進した。こうした政策に、WWW ブラウザの開発等が重なって、インターネットの爆発的な普及が生じた。
- 1990 年代前半における米国 (クリントン政権) の政策は、1993 年の NII (National Information Infrastructure) 構想や 1994-95 年の GII (Global Information Infrastructure) 構想に代表されるように、情報通信インフラの整備が中心であった。
- 1996 年電気通信法では、「競争促進とユニバーサル・サービスの保証」を中心とする情報通信政策の基礎が確立された。
- 1997 年 7 月の「グローバル電子商取引の枠組み」では、インターネット上での電子商取引に関する米国の基本戦略が明確にされた。
- 1998 年以降、グローバル電子商取引戦略をフォローアップする作業が続いている。

(2) 戦略・政策の特徴

戦略の特徴	1	(全体) キーワード...IT、インターネット、電子商取引
	2	(構想) 基盤整備の方向...NII→GII→電子商取引
	3	(原則) 規制より競争・消費者選択・民間部門主導を重視
	4	(対外的) 国際交渉での主導権を追求
	5	(対内的) 積極的な政府の役割 (3と矛盾する側面)
	6	(アクション) 発展過程での政府の先導的役割... インターネット普及、資材調達、情報提供などにおいて
	7	(政策形成) 大統領・副大統領と各省庁との連携プレー
	8	(政策形成過程) オープンかつ透明な意思決定
政策の特徴	1	民間主導 当初における政府主導の挫折から民間主導へ
	2	自主規制 民間の自主規制を中心としつつも、新たな規制導入の余地あり
	3	対外的には、自由主義 対外的には、非規制・非関税・非差別課税を主張
	4	対内的には、平等主義を重視 情報ツールへのアクセス面では、デジタル・デバイド解消を主張 ↓
	5	「競争とユニバーサル・サービス」を中心とする「効率と公正」の追求

3-2 EU

(1) 大まかな流れ

- EUでは、域内共通の政策が推進されてきた。政策内容は、欧州委員会が中心となってまとめ、欧州議会によるEU指令として発表されてきた。
- 1998年1月の通信事業自由化に向けて、EU加盟国内では公衆電話網（市内・市外・国際）の競争が活発化し（ポルトガルを除く）、移動通信網についてもデジタルを中心に競争が進んでいる（デジタルは2社・3社以上の競争、アナログは一部で競争・大部分は独占）。
- 北欧諸国のインターネット普及率は米国より高い。移動通信の普及率は、欧州平均が米国を上回っている。欧州は、「移動通信、デジタルTV、自由化された通信市場」において優位性を持つものの、「通信料金、ベンチャー・キャピタル、企業家精神」等では遅れている（http://europa.eu.int/comm/information_society/speeches/liikanen/athens/index.htm）。
- 1997年4月、EUは、欧州電子商取引構想（European Initiative in Electronic Commerce）を発表した。通信の自由化、法的・規制的枠組みの整備、好ましいビジネス環境の整備が必要であるとし、構想実現に向けたアクションをとるよう提案した。
- 電子商取引をめぐるEUの基本戦略は、1999年12月8日、eEurope: An Information Society for All 構想として発表された。2000年以降、欧州委員会が eEurope 構想の中間報告書（3月）やアクション・プラン（5・6月）を発表するとともに、欧州議会は「電子商取引指令」（5月）を採択した。

(2) eEurope 構想

目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1.すべての市民、家庭、学校、企業、行政をオンライン化し、デジタル時代に引きこむ 2.新しい考えを開発し、それに資金供与する企業文化に支援されたデジタル・リテラシーを持ったヨーロッパを作る 3.全体のプロセスが社会的に包括的であり、消費者の信頼を構築し、社会的結合を強化することを保証する 	
10 の 優 先 領 域	<ol style="list-style-type: none"> 1.欧州の青年をデジタル時代に引き込む 2.より安価なインターネット接続 3.電子商取引の加速 4.研究者・学生のためのインターネット高速化 5.電子アクセスのためのスマート・カード 6.ハイテク中小企業のためのリスク資本 7.障害者のための「e参加」 8.保健オンライン 9.インテリジェント輸送 10.政府オンライン 	<p>アクション・プランにおける3つの目的の提案（2000年5月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.より低廉、より高速、よりセキュアなインターネット 2.人々のスキルやアクセスへの投資 3.インターネットの利用促進

3-3 日本

(1) 大まかな流れ

- 日本では、1985年の通信市場自由化以降、規制緩和が進められてきた。規制緩和は、外資規制、料金規制（プライス・キャップ規制導入）、業務区分（廃止）、参入規制（需給調整条項撤廃）、相互接続（公-専-公接続自由化）、相互接続ルール（3分課金制-秒課金制-長期増分費用ルール）など広範囲に及ぶ。
- 日本の通信事業では、高速（広帯域）化・デジタル化、移動通信の高成長、通信と放送の融合、再編成などの動きが生じている。
- IT・電子商取引については、1995年以降、高度情報通信社会推進本部が中心となって基本方針とアクション・プランを発表してきた。
- 1995年2月の「高度情報通信社会に向けた基本方針」では、基本的考え、行動原則、官民の役割などが示された。1998年11月の「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」では、「デジタル革命による新しい価値へのパラダイム・シフト」を訴え、行動原則では5つのあるべき姿と3つの行動原則を示した。1999年4月のアクション・プランでは、基本方針における3つの行動原則（民間主導、政府による環境整備、国際的な合意形成に向けたイニシアティブの発揮）に基づき、4つの当面の目標（電子商取引の本格的普及、公共分野の情報化、情報リテラシーの向上、高度な情報通信インフラの整備）が示された。
- 電子商取引については、1997年9月、高度情報通信社会推進本部のもとに電子商取引等検討部会が設置された。1998年6月、同部会は報告書を発表し、電子商取引等の国際的潮流に取り残されないよう、政府の積極的役割を提言した。特に電子商取引推進にあたっては、民間主導、政府による環境の整備、諸外国との調整・調和に取り組むという原則を述べた。1999年11月、経済新生対策として、インターネットの料金低下・接続拡大・高速化や電子政府実現を目的とした施策が発表された。
- 2000年7月、IT戦略本部とIT戦略会議が設置された。本部設置の目的は、「世界規模で生じている情報通信技術（IT）による産業・社会構造の変革（いわゆる「IT革命」）に我が国として取り組み、IT革命の恩恵を全ての国民が享受でき、かつ国際的に競争力ある「IT立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するため」とされている。戦略会議設置の目的は、「戦略的かつ重点的に検討を行うため」であり、「優れた識見を有する者」をメンバーに選出した。
- 2000年9月、政府は「IT基本法（仮称）」を発表した。同法の狙いは、「世界規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の転換（IT革命）に緊急対処」し、『高度情報通信社会』の形成を、国家戦略として、迅速かつ重点的に推進」することである。

4 政策比較

4-1 共通点

- 通信インフラの整備は、民間主導で進められてきた。ただし、インフラ間の競争、接続ルール確立、通信料金の引き下げ等において、政府の介入（調整を含め）があった。
- 通信インフラの整備だけでなく、通信インフラ上（インターネット上）の電子商取引も重視されている。電子商取引についてはそれぞれが国家戦略を立てている。
- 戦略の内容・目標や、達成すべき目標年次などが明確に示されている。
- 電子商取引推進においては、民間主導を中心とし、政府の役割は法的・規制的環境の整備やインターネットの利用促進などに向けられている。ただし民間の自主規制を強調しながらも、政府規制の必要性は消え去っていない。政府規制の緩和でなく、民間自主規制と政府規制の同時併用（co-regulation）という考えも提唱されている。

4-2 相違点

- 米国では、意思決定プロセスに多くのステークホルダーが参加した。EU や日本では、一部専門家を中心とするグループがもっぱら政策形成に参加してきた。
- 米国では、激しい賛否両論を経て意思決定を行っている。日本では、アメリカや諸外国の動向を見ながら、コンセンサス確立に向けた意思決定を行ってきた。EU は、日本と似ているが、EU 統一政策にまとめ上げる過程で激しい論議が戦わされた。

5 今後の方向性

(1) 今後の方向性をめぐる争点

- ① ブロードバンド（広帯域）化、モバイルの拡大
- ② デジタル・デバイド問題の拡大
- ③ 青少年・成人情報リテラシー教育の拡大
- ④ 課税政策、独占禁止政策、暗号政策の確立、など

(2) 日本の政策決定における4つの懸念

- 代表性（IT 戦略会議－産 13、学 6、地方 1）
消費者・女性・若者の代表欠如
- トップ・ダウン（政府、首相、各省庁からの）
米国 CTCs=Community Technology Centers 運動のような草の根運動が存在しない
- Evaluation の視点
女性部門への競争的資金配分と事後評価のプロセスが確立していない
- IT・IT 革命・IT のインパクトの理解
『デジタル経済』の理解向上と、政府統計の改善・整備が不可欠